

県南広域振興局長告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年4月28日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
サンケア薬局県立中部病院前店	北上市村崎野17地割167番地1	平成21年2月23日
さくら薬局北上村崎野店	北上市村崎野17地割170番地2	平成21年4月1日
アイン薬局北上店	北上市村崎野17地割172番地1	〃
フォレスト薬局北上店	北上市村崎野17地割171番地	〃
岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	〃
川崎弥栄診療所	一関市川崎町薄衣字上段70番地	〃